

# 東京地方事務所の課題

## はじめに

日本司法支援センター問題については、日弁連では2004年初めから対策本部が立ち上げられ、頻繁な会議、理事会における全体会でも討議がなされてきた。法律扶助協会でも、この1年間、本部、支部、地区協議会における会議で精力的な議論がなされてきた。

東京の三弁護士会では、この議論に立ち遅れていた感があるが、2004年10月に、「東京三弁護士会日本司法支援センターに関する協議会」が設置され、月2回のペースで議論が進められている。

## 支援センターの支部の設置

総合法律支援法は主たる事務所を東京に置くことを決めているが、その他は、地域の実情、業務の効率性、

その他の事情を勘案して必要な地に置くことができる旨の規定があるだけである。

これまでも、法律扶助協会支部は50存在し、地域の需要、地域の特性を生かして、独自の活動をしていた。支援センターにおいても、従来のように、地域ごとに支部の設置をするべきとの弁護士会側の主張をとりいれ、現状と同じに地裁本庁所在地に50支部の設立が決まっている。東京においても、東京支部が設置されるが、名称は東京地方事務所と予測されている。

## 地方事務所の場所

現在、弁護士会館14階に法律扶助協会本部、3階に東京都支部が設置されている。

日本司法支援センター（本部）は、弁護士会館外に独立すると予測されている。

支部の事務管理部門も本部と共に外に出ることも可能だが、未定である。

問題なのは、3階の援助センターである。現在は、1階に弁護士会と受付共同、ワンストップで、3階の扶助無料相談と弁護士会有料相談に案内するようになっているので、市民にとっては利便性があり、サービス提供者の弁護士側からも便利という利点がある。

今後とも援助センターと相談センターが、ワンストップで同一の場所が期待されているところである。しかし、現状のままでは扶助協会スペースは狭くなってきており、外に出ることも検討されている。とはいえ、弁護士会の相談センターと一緒に外に設置することは、弁護士会の予算の関係で容易ではない。ワンストップを維持するならば、支援センターは現在の3階を相談施設と位置づけ、14階部分に審査、刑事関係等を移行することも考えられる。ただし、三会協議会では、援助センターが外に出ることも可能として、外部設置の場合の制度設計と予算ぐみを検討している。

現在、他で独立している7つの援助センター（新宿、上野等）はそのまま支援センターの相談施設に移行するとの前提で考えている。

## 多摩支部に3つの支所を

弁護士会多摩支部は、八王子市、立川市、町田市の3か所に支所を提案している。現在、立川及び八王子に援助センターを設置しているが、相談数、事件数及び刑事案件も増大しており、大規模地裁本庁に匹敵するものであり、その意味では支所的な地域である。

さらに裁判所の移転問題もからみ、より複雑になっている。多摩支部は、立川も需要が増加することを予測しており、また八王子にも司法機能を残すことを求めており、その趣旨からも支所を求めるのは当然ともいえる。町田市は、人口40万人、援助センターも相談センターもなく取り残された地域で、今後、隣接地を含めて相当の需要増が見込まれるということである。ただ、支所は事務管理、統括部門も含めた支部と全く同じ組織のため、その必要性の問題もあり、援助センター（相談施設）という形で検討することも可能では

ないかと考えている。

全国的にも、各地で支所を要求しており、そのバランスと予算の関係もあり、3つの支所設置は微妙な問題ではある。

## 多摩支部の刑事事件

多摩支部の人口は400万人、支部会員は739名、内在勤会員は233名、当番弁護士登録は260名である。多摩支部における当番弁護士案件、国選事件は増加傾向にあり、現在でも、その対応には苦勞している。これに2006年から被疑者国選制度が加わり、2009年には、ほとんどの事件が国選化されることから、現状の人員では対応できないとされている。試算では20人程度のスタッフ弁護士が必要と推定されているが、全国的にみると、弁護士過疎地に多数のスタッフ弁護士が要求されており、応募予定数をはるかに超えている。

東京の多摩支部に20人規模のスタッフ弁護士を配置するのは困難な実情にある。そのためには、多摩支部国選の地域割りの組み替えや、都市型公設事務所を構築することも検討されており、東京の弁護士の協力が求められている。

## 会員のご協力を

東京という大規模な地域に、1万人を超える弁護士が、しかも3つの弁護士会に所属していることが、新しい司法支援センターを弁護士に認識してもらうことを難しくしている。

見えない部分もあり、不安がないとはいえない制度であるからこそ、司法支援センターを弁護士会、弁護士が中心になって担っていくこと、そして市民の司法へのアクセスを拡充する制度として育てていかなければならない。会員のご協力をお願いしたい。

（東京三弁護士会日本司法支援センターに関する協議会  
委員長 亀井 時子）